

第 9 回 国税庁保有行政記録情報の 整備に関する技術検証WG

国税庁 企画課
データ活用推進室

資料内容

1. 本ワーキンググループの位置づけ

2. これまでの議論

3. 今後の方向性(案)

4. 本日も検討いただきたい内容

5. 今後のスケジュール

1. 本ワーキンググループの位置づけ

- 国税庁が保有する行政記録情報のオープン化に向けた検討を効率的に行うため、法的な課題及び技術的な課題に対する具体的な対応方法について検討・確認を行うことを目的として、国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会の下で、本ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」開催要綱（抜粋）

3 運営

- （２）座長は必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。
なお、ワーキンググループにおける検討結果は、有識者検討会に報告するものとする。

- これまで、技術的課題・法的課題・利用者ニーズについて議論を行ってきたところ、第９回となる本WGでは、提供データに施す匿名加工技法に関して、**技術的課題を検証**することを目的として開催。
- WGにおける検討結果については、事務局（国税庁企画課データ活用推進室）において整理の上、「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」に対して適宜報告することとする。
- 第９回WGの構成員は、以下のとおり（敬称略）。

伊藤 伸介	中央大学 経済学部 教授
菅 幹雄	法政大学 経済学部 教授
星野 伸明	金沢大学 人間社会研究域 経済学経営学系 教授
南 和宏	統計数理研究所 学際統計数理研究系 教授

2. これまでの議論（匿名加工技法）

- 提供データの識別情報（名前や整理番号など）、サンプリング、識別性の高い情報（住所情報など）、その他の情報（課税所得金額等、所得控除、申告納税額など）について、学術的価値の保存及びデータの安全性の観点から、施すべき匿名加工技法を検討した（第7回WG及び第8回WG）。
- 上記WGの検討結果と今後の方向性について主に以下のご意見があった（第4回有識者検討会）。
 - ・ 事務局の匿名加工案に賛成。総じて、今後の方向性は事務局が示した案で良い。
 - ・ 安全面を最大限に考慮したデータを作成することが肝要であり、データ提供後に、利用者からのニーズも勘案して、より詳細な情報を提供できないか、段階的に検討してはどうか。まずはデータ（案）を作成し、今後、さらなる技術的検証を行ってほしい。
 - ・ 個々のデータ内容に応じて匿名加工を個別に変更できないか、検討してほしい。
 - ・ データのセキュリティ管理や研究成果物の審査について、ガイドライン等への記載は今後検討する必要がある。



3. 今後の方向性（案）

◆ 匿名データに係る検討状況（1／2）

項目	検討結果
①利用者範囲	・ <u>大学や公的機関等に所属する常勤の研究者</u> ※上記研究者の指導監督の下、博士研究員、大学院生（ただし、博士課程に限る）も補助者として利用可（計5名まで）
②利用目的	・ <u>税・財政施策の改善・充実に係る統計的研究</u>に限る
③利用期間	・ <u>原則2年間</u>（1年間の延長が可）
④対象データ	・ <u>所得税申告書第一表、第三表に係る各項目</u>（提供開始時の年分は平成26～30年）
⑤提供方法	・ CD-R等による<u>貸出し</u>
⑥個人情報保護法上の取扱い	・ 学術研究を目的とした<u>保有個人情報の提供</u>（個情法69②四）
⑦情報公開法上の不開示情報の該当性	・ 目的外の利用をもって公にした場合や「適正管理措置」を講じないまま公にした場合、提供事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある（情公法5①六）ことから、<u>不開示情報に該当</u>
⑧匿名加工の考え方	・ <u>他の情報と照合しても個人等が特定されない匿名加工情報</u>（※）とする ※社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、具体的な人物と情報との間に同一性を認められない程度に匿名加工された情報

※これまでの議論を基に、今後の方向性を整理したもの（次ページも同様）。

3. 今後の方向性（案）

◆ 匿名データに係る検討状況（2／2）

項目	検討結果
⑨匿名加工の内容	全データのうち約1%をサンプリングとして抽出するほか、以下の加工を行う ※複数回申告を行っている者については最終申告分のみをレコードとして残す
	定性情報 名前、マイナンバー、整理番号は削除 住所は2区分（三大都市圏or否）、生年月日は5歳階級、業種は12区分でグルーピング 性別情報は削除
	定量情報 収入金額・課税所得金額等の上位0.5%等をトップ（ボトム）コーディング 出現率の低い項目（0.5%未満）のレコード削除 1万円未満をラウンディング（切捨て）
⑩利用申出の審査	利用者が国税庁に利用の申出を行った後、国税庁において研究目的・内容の妥当性や、実行可能性等を審査した上で、匿名データの提供を行う
⑪研究成果物の審査	成果物の公表前に、国税庁で配慮事項（税務データに関する秘密の保護や公序良俗に反しないか）を審査
⑫利用者による管理	研究用匿名データは、施錠可能な物理的な場所（国内）に限定して利用可能であり、外部ネットワークから遮断された環境（※）でのみ利用可能 管理簿等を提出させた上で、必要に応じて国税庁が監査することが可能 ※将来的には、インターネットへの接続可能性や提供データを管理するためのクラウドの整備など、現代テクノロジーを活用した環境整備を検討
⑬利用者に対する守秘義務	- 利用者に研究用匿名データを利用させる際、当該データの開示や漏洩、目的外の利用が無いよう、利用者に誓約書を提出させ、守秘義務を負わせる 情報漏洩など契約違反があった場合の措置も併せて規定（違反者及び代表者等の氏名等を公表、今後の研究用匿名データの利用禁止など）

4. 本日まで検討いただきたい内容

①匿名データ（案）の作成と安全性・有用性の評価

- ✓ 匿名データ（案）を作成し、安全性と有用性の評価を行ったところ、安全性・有用性についてどのように考えるか。

②匿名データのグルーピングの一部修正等

- ✓ グルーピング等の一部修正を行うことについて、どのように考えるか。
- ✓ また、トップコーディング等の加工を行った定量情報について、統計数量の提供を予定しているところ、その提供内容等についてどのように考えるか。

③利用申出・研究等の成果の公表に係る審査基準

- ✓ 匿名データの利用申出・研究等の成果の公表に係る審査基準について、どのように考えるか。

④新規年分の提供時期

- ✓ 提供開始後において、新規年分を追加するタイミングについて、どのように考えるか。

5. 今後のスケジュール（案）

- 令和6事務年度は、行政記録情報の提供に向けて残課題の検討を進め、令和6年度中に、行政記録情報の提供を開始することを目指す。
- データの外部提供後は、当面は提供体制の整備・充実化を図ることとし、その後、提供対象税目（所得税以外の税目）の拡大等も併せて検討する。

